

別記様式（第5条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回福津市景観審議会	
開催日時	令和7年12月24日（水）	午後15時00分から 午後16時30分まで
開催場所	福津市役所 別館1階 大ホール	
委員名	(1)出席委員：大森洋子、松山祐子、金氣順也、阿部康英、 片岡礼子、小島恵、横山弘道、楠田元明、小澤和幸 (2)欠席委員：田上健一	
所管課職員職氏名	都市整備部長 長野健二 都市計画課長 安永紳一郎 都市政策係長 福原雄貴 都市政策係 三船浩史 (オブザーバー) 文化財課長 芹野眞理子 世界遺産係 池ノ上宏	
会議（内 容）	会長あいさつ 事前説明 審議事項 その他	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	
非公開の理由		
傍聴者の数	0名	
資料の名称	第1回福津市景観審議会 次第 【資料1】景観審議会の役割 【資料2】景観計画の変更内容 【別紙1・2】変更内容(案) 【別紙3】宗像市景観計画 変更概要 福津市景観計画(改訂素案) 新旧対照表	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	記録内容の確認方法 金氣順也委員と小島恵委員による確認	
その他の必要事項		

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○委員の紹介

○会長あいさつ

○会議録確認委員の指名

- 会議録を確認し署名を行う委員について、会長の指名により金氣委員と小島委員に決定。

○傍聴者の確認

- 傍聴希望者なし。

○事前説明

- 福津市景観審議会の役割・景観計画について

<資料に沿って説明>

<質疑応答>

金氣委員 眺望点（視点場）とあるが、どこにあるのか。

大森会長 奴山の新原・奴山古墳群を一望できる展望所を視点場としている。

小澤委員 農機具を収納する納屋を集落の中に設置する場合も三寸勾配が必要か。また地元から意見はないか。

事務局 納屋・工場なども三寸勾配が必要。事前協議の際、陸屋根・片流れが使えないのかと相談はあるが、景観の保全のため協力頂いている。

金氣委員 勾配屋根は下屋にも適用されるか。

大森会長 母屋が三角屋根であれば、下屋については認めている。あまりにも長い場合などは協議が必要。

楠田委員 津屋崎千軒区域は3階以上の建物があるが、規制しているか。

大森会長 景観計画施行以前の建物に規制はしないが、今後建替えする場合には対象となる。ただし、伝統的家屋などは3階建ても協議の上、保全する可能性はある。

○景観計画の変更内容

- 太陽光発電設備に関する事項の追加

<資料に沿って説明>

<質疑応答>

大森会長 一定規模以上のメガソーラーも設置可能か。自治体によっては、一定面積以上の設置を規制している例もある。

事務局 届出対象行為に該当する場合は植栽等が必要になるが、設置を規制することはできない。

小澤委員 奴山は植栽をしても展望所からだと見えてしまう。

事務局 再生可能エネルギーを禁止することは現状難しく、事業計画の段階で協議し、周辺景観に配慮するようお願いするしかない。

- 津屋崎千軒区域における附属建築物に関する屋根形状の基準緩和

<資料に沿って説明>

<質疑応答>

金氣委員 届出対象は義務化されているか。

事務局 届出対象行為は必ず届出が必要。届出対象行為に該当しない場合は努

	力義務となる。
大森会長	確認申請の際にチェック項目はあるか。
事務局	検査機関では、届出要件になっていない。チェック項目に追加できなかいを県に相談したが、困難だった。現在は調査や相談、問合せがあった際に、随時説明している。
大森会長	勾配の要件はないのか。その場合、陸屋根も考えられるが良いのか。
事務局	勾配については努力義務となる。市民から既製品のカーポートが使えないとの声があり、附属建築物に限って規制対象から除くことにした。また、どこに設置するかも重要。津屋崎千軒通りは倉庫等を設置しないよう求めているが、通りから離れた影響が少ない地域もある。
大森会長	「津屋崎千軒通りでは、可能な限り設置は避ける」など文言は必要ないか。指導の際に根拠を示すためは、景観形成基準に記載した方が良い。
事務局	届出の手引への記載を検討する。
大森会長	欠席の田上副会長から意見はあったか。
事務局	田上副会長から、面積要件の30m ² （車約2台分）について、15m ² 等検討できないか審議してほしいとのこと。現在、津屋崎千軒エリアの無壁舎は、131件存在し、15m ² 以内は64件、20m ² 以内は78件、30m ² 以内になると119件。30m ² 以上の無壁舎のうち、加工場やハウスも含まれている。既存の設置物に合わせると30m ² が妥当と考えている。
片岡委員	カーポートと倉庫の違いはあるか。カーポートで30m ² は理解できるが、倉庫だと大きく感じる。
大森会長	壁の有・無でカーポートか倉庫かの判断が可能。壁の有・無で要件を分け、壁がある場合はより規制する方がよいか。
阿部委員	津屋崎千軒区域内の保全したい場所は、細い通り沿いの一部分に限られる。離れた地域は倉庫でも30m ² はあって良い。
横山委員	壁の有・無で面積要件を分けた場合、1台しか壁のある車庫に入れられなくなる。分けなくて良いと思う。
松山委員	設置場所や千軒通りからの見え方に応じて指導することになる。事務局で指導しやすいように、景観形成基準あるいは届出の手引きに記載することが必要。屋根材については、「和瓦を基本とする」が適用されるのか、別途要件記載の必要はないか。
事務局	届出の手引きに記載する。屋根に関しては和瓦を基本とするが、費用面に大きく影響するので、難しい場合は和瓦以外も許容している。例えばガルバリウム鋼板であっても瓦に似た色彩で段々に配置し、瓦に見えるような工夫をしてもらっている。
大森委員	では、面積要件の30m ² 以内は問題ないが、津屋崎千軒通りに関しては厳しく指導できるようガイドライン等に記載すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・重点区域候補地に「宮地嶽神社参道周辺区域」を追加 	
<資料に沿って説明>	
<質疑応答>	
松山委員	イメージ図に、屋外広告物の規制も追加してほしい。
事務局	承知した。
<p>○その他</p>	
<委員からの意見要望>	
横山委員	新原・奴山古墳群眺望区域の開発行為について、現場で直接指導はできるか。

- 事務局 景観条例でできることは回りを囲む程度しかできないが、開発指導要綱などで指導している。近隣に迷惑をかけている事業所等については、他の部署と連携し継続的に指導している。
- 小澤委員 視点場から見える場所が宅地となり、車が何台も置かれていた。最近見なくなったので、景観計画による指導かは定かでないが、感謝している。
- 事務局 以前、景観アドバイザーミーティングで相談した場所で、今後植樹の指導も行う。車両については文化財課から指導してもらった。
- 大森会長 県道勝浦・宗像線から古墳側は家が建たないと思っていたが、農振地域になつてない場所があった。古墳側に家屋が建つと、世界遺産としての価値が下がる恐れがある。地元の方にも是非ご協力をお願いします。

<事務局から報告>
(今後のスケジュール報告)
(意見なし。審議会終了)

上記会議録は事務局が作成したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名押印します。

令和 年 月 日

福津市景観審議会
委員

福津市景観審議会
委員
